

足利義植にとっての筈と義満先例
↳ 將軍權威再建への試行錯誤

石原比伊呂

***Sho* and Yoshimitsu's Precedents for Ashikaga Yoshitane**

This article examines changes in the political stance of Ashikaga Yoshitane, who was appointed as a shogun twice, in terms of his relationship with the traditional wind instrument *sho*. Based on how *sho* is represented in Yoshimitsu's precedents, it seems that the image of the shogun that Yoshitane aimed for changed from "an Ashikaga shogun who leads a warrior society as a shogun on the battlefield" to "an Ashikaga shogun who is turned into a lord as a member of the noble family," depending on whether Yoshitane was becoming a shogun for the first or the second time.

はじめに

足利義植は、征夷大將軍に二度就任した希有な人物である。彼は、「義材」の名で一度目の將軍就任を果たすも、いわゆる明応の政変で政權の座を逐われた。その後、その期間中に「義尹」と名を改めつつ流浪を続け、やがて大内義興や細川高国の助力を得て、將軍に復位すると、「義植」へと再び改名した。¹⁾

この義植（義材）が將軍に在任していたのは、応仁・文明の乱に続く時代である。義政の弟である義視の子として生を授かった義植は、男子に恵まれていなかった九代將軍義尚の後継者として応急処置的に將軍家に迎え入れられたのであるが、ただでさえ動揺しつつあった室町幕府において、義植の將軍としての存立基盤は致命的に脆弱であった。²⁾ ゆえに義植は、將軍としての權威を誇示して政權の安定を図るといふ課題を負っていた。

以上のような状況を前提としたとき、我々に必要とされているのは義植の將軍權威立策の解明である。

さて木下昌規氏は、その論考において永正五年に將軍に復位して以降における義植の政權運営についての研究の少なさを指摘しているが、³⁾ 永正五年以降における研究が少ないということは、すなわち、明応の政変以前の義材期と、將軍再任後の義植の政權運営を比較する視座も必然的に不十分となっていることである。

本稿の目的は、まさに義材期と義植期の政治姿勢の相違を問うところにある。そのための素材として取り上げるのは筥（雅楽）である。足利義材、あるいは義植と筥との関係については、すでにいくつか論考がある。⁴⁾ 筆者もその驥尾に付して、足利義材筥始儀の実態（拙稿A⁵⁾）や、義材期における筥に焦点を当てた（拙稿B⁶⁾）小文を発表してきた。とりわけ拙稿Bにおいては、義材が近江出陣に際して筥器達智門を利用した將軍權威喧伝工作を行って

り、ここでは斯波氏と一色氏が大きな役割を果たしたことを明らかにした。そして笹との関わりからは義材が尊氏や義詮、公家化する前の義満など、〈戦場に赴く将軍が武士社会を統率する〉という将軍のありかたを志向していたとの結論を得た。

本稿では、再任時義植が笹（雅楽）とどのように接していたかを具体的に検討し、そこから、義植が志向していた将軍像を導き出そうとするものである。そして、その内容と拙稿Bの結論とを比較することによって、初任時義材と再任時義植の政治姿勢の変化について仮説を提出しようと思う。

一、足利義植と雅楽

ここでは、再任して以降の将軍義植が雅楽とどのように接したのかについて復元したい。

1. 変黒説話について

拙稿Aにて見通しとして述べたところであるが、『體源鈔』の巻四には笙器「変黒」にまつわる説話がある。そこに描かれる義植像には、再任後における将軍としてのあり方を考えるヒントが隠れているものと思われる。まずは、説話内容を紹介しよう。

私記云、永正六年秋之比、將軍家一管之御器ヲ被召置、後ニ予ヲ召テ是ヲ見セサセラル、於御前是ヲ拜見ス、言語道斷御器ナリ、寄特由申上、簧古物ニテ一向ニ不被吹、試新キヲ被立替テ吹試度由ヲ申上、尤之由被仰下、然バ私所持簧今度南都行元ニスカシタルアリ、御器ヲ被下可調申歟由申上、則被出之間、私宅ニテ調之（A）、

仍竹ヲノコハセ侍ハ字ヲホリツケタリ、能々見之者公里秘藏之器ナリ、永ク家ニ失ヘカラサル由書付不思儀之由申上テ調了進之、公方様ニモ御自愛ノ由被仰下、音勢勝タルコト名物ニヲトルヘカラス、此器ヲ先中御門大納言宗編ニミセ御申アレハ、近比ノ御器ナリ、サレドモ美ノ竹一別ノ竹ニテ色替ヨシ御申コレカ疵ナルヘキカトノ御沙汰ナリト云々、予ヨク見侍バ、節モ同スアヒモ同シ、又竹ノウラモ同フルサナリ、只面ノ色チカヒタリ、コレハ音モ同カルヘシト存ナリト申上侍、爰ニ私記録ニマサニ及見タル所アリシナリ、サレトモ卒爾ニハト存、当座ニテハ不申、イカサマ名ノナキ事ハアルマジ涯分尋可申由ヲ申上畢、

是ヲ当今キコシメシテ觀覽アリタキ由内々被仰下由ヲ申上処ニ即進上之、以外之御觀感ナリ、暫ヲカレテ可被遊由御申アリ、サヤウニ思食サルル上者、忝御事也、イカヤウニモ被召置様ニ統秋可申沙汰由以觀阿被仰下、其仰則可披露申由申上、折節御稽古ニ被召応間祇候仕、將軍家御申旨申上、サテハ神妙之御申ナレドモ、御器アマタモ無御座ヲ無骨ナル様ニ被思食由勅定アレトモ、統秋イカヤウニモ申成テ御物ニ被成ヤウニト仰旨重テ申上之間、サラバ御返事ニ一段御秘藏アルヘシ、名ヲ被付名物ニ可被入由勅詔也（B）、

仍而私ガ記ヲ撰、右ニ注所明白也、ウタカウヘカラス、此器者三宮輔仁親王御器變黒ナリ、竹一白シト侍不審ナ

キ所ナリ、則記所上意御覽アリテ不思議由被仰下忝者也、内裏へモ此旨可申上被仰下、即月次之樂時以中御門大納言殿申上、尤御自愛ノ事擇申入神妙ノ由被仰下、家面目不可過之、此記者統教訓抄也、可仰可貴之（C）、

内容を簡単に説明する。永正六年（義植が將軍に再任した翌年）の秋、將軍家に一管の笙が届けられたので、豊原統秋（「予」）に素性を調べさせた（A）。そうしたところ、樂器の正体は「変黒」であり（C）、義植はその「変黒」を後柏原天皇（「当今」）に進上した（B）。この説話においては、「変黒」なる笙器が將軍家（義植）と天皇家（後柏原天皇）とを結びつける紐帯として描かれている。見方を変えれば、「変黒」説話は義植と後柏原天皇に笙（雅樂）を介した交流が存在したことを示唆しているといえる。そこで、次に実際として義植が、どのような態度で笙に接したのか考えたい。

2. 義植の笙始

室町幕府將軍と笙との関係を考えるにあたって、最初に検討すべきは笙始儀である。すでに義材時代に笙始儀を遂げている義植だが（拙稿A）、実は將軍再任以後の永正六年三月にも笙始を挙行している。その様相を、先行研究への疑義も絡めながら解き明かしていきたい。

義植の笙始については中原香苗氏による言及がある。⁷⁾ 該当箇所を引用しよう。

義尹が將軍に復位した後に行った筥始（略）この筥始は、後に何度か行われた年始の筥始ではなく、延徳三年の筥始と同等の価値を有するものだと考えられる。しかし、この時の師範は統秋ではなく、堂上貴族の松木宗綱だったのである。

「義尹が將軍に復位した後に行った筥始」について考えると、右の中原氏の見解には再検討の余地がある。具体的には「この時の師範は統秋ではなく、堂上貴族の松木宗綱だった」と「延徳三年の筥始と同等の価値を有する」という部分である。

まず前者について。果たして松木宗綱は義種の筥師範であったのだろうか。義種再任時の筥始に関する唯一の一次史料は『実隆公記』永正六年三月一日条であるので、それを分析素材として考えよう。

今日室町殿御筥始、宗綱卿密々為御稽古事之間參入云々、賜御劔云々、

この短い文章で示された松木宗綱の行動は「密々為御稽古事之間參入」というものである。この宗綱の行動を、將軍家筥始儀について最も詳細な同時代史料が残されている義教筥始儀と比較してみよう。『満濟准后日記』永享五年七月二九日条によると、筥師範の行動については、「重秋着、萬歳三手仕之、次將軍被遊云々」と記され、着座公卿については「御座敷御会所南向南広縁二畳小文一枚敷、宗繼卿着之」と記されている。宗綱に関する右の叙述は、そのどちらとも一致しない。もつとも実隆による記録は、非常に簡素なものなので、単に「書かなかつただけ」という可能性もあるが、とはいえ、そもそも筥師範が「密々」に參入するなんてことがありうるだろうか。正

式な役割を与えられた人物であれば、わざわざ「密々」に行動する必然性はないだろう。永正六年三月一日の「笙始」における松木宗綱を「笙師範」と位置づけることはできないものと思われる。

ただし、松木宗綱が義材の「御稽古」に携わったこと自体は動かしようのない事実である。であるならば、この「御稽古」の内容が次に問題となろう。これについては次の史料が参考となる。

松木来臨、自来十一日、室町殿御笙御稽古、可参入之由、所被語也。⁸⁾

「室町殿御笙御稽古」は「自来十一日」行うものであった。注目すべきは「自」という表現である。義植の「御稽古」は継続的に行われる前提にあつたのである。おそらく笙の演奏技術そのもの手ほどきがなされたのではなからうか。そのように考えたとき、この永正六年の笙始について「延徳三年の笙始と同等の価値を有する」とした中原氏の評価には疑問が生じることとなる。なぜなら、かつて拙稿で明らかにしたように、一五世紀以降、足利將軍家にとつての笙始儀が「武家の長たることを象徴する儀礼」との性格を帯びるようになるのにもない、足利將軍家家長の笙に関する基本形態とは、「笙始儀は遂げるが、所作はしない」というものとなり、したがって笙始儀はあくまで通過儀礼に過ぎず、継続的な「稽古」を必要とするものではなくなっていたからである。⁹⁾ もちろん將軍初任時において義材が笙始儀前後に実際に笙を所作した形跡もない。

それに対し永正六年前後の義植は、笙始前後の時期に継続的に「御稽古」に励んでいるのである。延徳三年の義材笙始儀と永正六年の義植笙始を、同質なものとして捉えることはできない。義材期のように武家儀礼として形式的に行つたのではなく、実際の所作も視野に入れたものであつた可能性が高いのである。

要するに義植は、義材期と同様に代始のタイミングで笠始を催したのであるが、そこに込められた意味合いは全く異なるのである。では永正六年の義植笠始には、いかなる意味合いが込められていたのであろうか。この点を考えるにあたって参考になるのは、義植が永正六年以外にも「笠始」と称される行事を催していたという事実である。永正六年の他に、少なくとも義植には三度の「笠始」が確認される。一例目は『実隆公記』に「統秋朝臣来携樽、今日武家御笠始云々」と記された永正八年正月五日の事例で、残りは永正一三年と永正一六年の事例であり、次掲史料にまとめて記されている。

五日

一、吉良殿、洪川殿、石橋殿、伊勢、仁木、関東衆、出仕、御対面之次第、一番吉良殿、洪川殿、石橋殿と申入候て被参也、其次にハ不及申入懸御目也、吉良殿ハ御練貫二重拝領、其外仁木殿迄ハ一重宛也、吉良殿も父子出仕之時ハ、御息へハ一重也、洪川殿近年ハ無出仕、先々は外様も少々出仕、外様ニハ御太刀被下之、吉良殿美物進上之時ハ如常従女中申入候也、

永正十三
上杉右衛門佐、渡邊、出仕、

- | | | | |
|-------|---------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 一、御太刀 | 一腰 <small>金</small> | <small>年始御笠始之御礼</small> | 豊筑後守 |
| 一、御太刀 | 一腰 <small>持</small> | <small>同儀ニ付而被下之</small> | 同 |
| 一、御太刀 | 一腰 <small>持</small> | <small>於御断遣御笠始被下之</small> | 同 |
| 一、御太刀 | 一腰 <small>持</small> | <small>被下之</small> | 御隨身 <small>調子</small> |
| 一、御太刀 | 一腰 <small>持</small> | <small>昨日御徳日ノ間今日被下之</small> | 相阿 |

- 一、御服 被下之今日
之儀同前 親世大夫
- 永正十六 御笙始之儀進上之
一、御笙始在之 御太刀一腰金 豊筑後守
- 御劔一腰持 就同儀被下之 同
- 永正十六
一、御齒固 辰刻
- 同 一、御服 伊勢備中守 就御齒固之儀被下之
- 同 一、同 斎藤上野介 就同儀被下之
- 同 一、御乘馬始在之、如例年、但今日へ御延引、
- 同 一、御服 就御乘馬始之儀被下、 御厩孫次郎
- 同 一、上杉虎千代 御隨身以下如例年、

右は『殿中申次記』の記載であるが、三箇所の傍線部から笙始の実施が裏付けられる。『殿中申次記』は、伊勢貞遠が足利義植の時代の故実を記した書物であり、当該期の年中行事が最大公約数的に叙述されている。その上で右掲史料を検討すると、前半部は正月五日における足利一門などの参賀儀礼、後半部は同日に行われた御物下賜の記事となる。そして、後半の御物下賜については全て年号が付されており、どちらかというと臨時的要素が強いといえるだろう。¹¹

この後半部には御物下賜のリストが箇条書きされているのみで、前半と異なり儀礼の詳細は記されていない。このことから、「御笙始」などは伊勢貞遠が直接的に関与しない儀礼であったと推測される。政所関係者として御物下賜の出納に関わったため書き残したのであろう。であるならば、正月五日を一応の式日としていたらしい義植期

の「御笙始」は、いわゆる「武家故実」「武家儀礼」とは一線を画して考えるべきだということになる。

それでは、なぜ伊勢貞遠は儀式の詳細を記さなかった（関与しなかった）のだろうか。右掲史料二つ目の傍線部に注目しよう。ここには「於御新造御笙始」とあるように、永正一三年の「御笙始」は永正一二年一月二日に義種が三条高倉の新第に移徙したのに関わり催された。永正一三年の笙始には「その年初めての笙」という性格だけでなく、「御所移転後はじめての笙」という性格も併せ備えていた。

そもそも中世において「○○始」と記される場合、大きく二種類の使用法があった。一つ目は一生に一度、一代に一度の「○○始」であり、「○○デビュー」という意味合いを持つもので、通過儀礼であったり成人儀礼といった性質を帯びることもある。それに対し、もう一つ「○○始」には年始、あるいは移徙や昇進などを基準にした「○○始」があり、「始」はいわば「書き初め」の「初め」に相当する。そのうち、義材初任期における延徳の笙始儀など歴代足利家家長による笙始儀は前者であるが、義種再任期における、右掲史料にあるような笙始は後者に相当することになる。では後者に相当する義種笙始は、いかなる実態にあったか。類例を掲げよう。

今日、室町殿御会始也、題春松契千年、午下刻相公羽林参入、冷泉大納言同道今朝被重相自武家拜領御服、仍今朝先参御礼云々未下刻退出、五献如例云々、参仕人々、

冷泉大納言政為、読師、飛鳥井中納言雅俊、発声、題者、三条宰相中將公家、季綱朝臣 冬光朝臣 内光朝臣 雅綱講師、伊勢寺、平貞陸等云々、

右は笙始ではなく御会（和歌会）始に関する史料である。少なくとも永正六年から八年までは連年、室町殿和歌

御会始が開催されていた。そこでは説使の冷泉政為に御服が下賜されており、笙始における豊原統秋に類似している。笙始と御会始に親近性があつたことを示唆していよう。そして、この御会始における参加者が伊勢貞陸を除いて公家衆ばかりである点は注目される。おそらく永正一三年や一六年の笙始も同様であつたのではあるまいか。基本的には公家衆が義植を囲んでは行う年始の文芸の会であつたと判断されるのである。それゆえ、伊勢貞遠は行事の実態を把握できておらず、御物下賜を簡条書きするのみとなつたのであろう。

右のように考えてきた場合、永正六年の笙始も、「武家の代替わりを大々的に演出し、武家の長としての正当性を喧伝する笙始儀」というより、永正一三年や一六年の笙始の延長上にある笙始であつたのではなからうか。それゆえ「自来十一日」と記されるような継続的な「御稽古」が積み重ねられたのである。そして、そうであるならば義植は、実際に笙に接した可能性が非常に高く、嗜む程度の所作はできたとの想定も可能とならう。いずれにしても義植が年始などに一度ならず行つた笙始は、和歌始などに類する文芸の会であり、「武家の長たることを象徴する儀礼」として武家故実化された笙始儀とは異質であつたといえるだろう。

3. 義植と朝廷雅楽

笙始に関わる種々の状況を踏まえるならば、再任後の義植は、文芸としての朝廷雅楽に実質的な興味を示したように思われてくる。そこで、再任後の義植の雅楽に対する姿勢が示唆されるいくつかの史料を列挙していこう。

松殿三位來話、統秋朝臣來、先日召參室町殿、樂道事并今度又書進之五常樂急譜事等条々言上、破陣樂ハ破ハ過也、陣ヲ過シタル心事等委細言上之事共相語之、又景通俊量卿師範事今度種々加入魂之子細等語之、¹³

將軍に復位して間もない永正六年六月、義植は樂人の豊原統秋に「樂道事并今度又書進之五常樂急譜事等」を諮問した。「今度又」という表現から、それ以前にも「五常樂急譜」の進上を命じていたようだ。この時期、義植は雅樂に対する知識を深めようという努力を積み重ねていたらしく、そのことは次の史料からも理解できる。

右、舞曲説々、依為上意、擇之所進上也

永正第六曆閏八月 日 從四位下行前筑後守豊原朝臣統秋¹⁴

義植が統秋に『舞曲口伝』の選進を命じたことについては中原香苗氏が指摘するところであるが、それは前掲史料より二ヶ月後の永正六年八月のことであった。永正五年後半に上洛して將軍に再任した義植は、その直後に時期（主に永正六年）、笙に対して積極的な姿勢を見せており、実際に笙に関する知識吸収に励んでいたのである。

そのような永正六年前後における足利義植の雅樂に対する態度を最も象徴的に示すのが、同年六月に催された後柏原天皇の月次御樂である。

今日大樹參内、御樂丁聞云々、¹⁵

義植は永正六年の六月に参内して、後柏原天皇の御楽を聴聞したのである。より詳しく見てみよう。

今日禁裏月次御楽、蘇合一具舞立運遣事也云々、林哥等也云々、為御聴聞室町殿御参云々、仍公條卿参会、於小御所御楽之儀如常、所作人等可尋記之、七献之後御退出云々、于時初夜之後也、未刻御参内也、今日依六月祓事公武前後御取乱御遅参御早出之用意也、雖然頗経刻者也、今日御楽神妙云々、¹⁷⁾

義植は「御遅参御早出之用意」であつたにもかかわらず、「未刻」に参入してから「初夜之後」まで御楽を満喫した。將軍再任後の義植は雅楽への造詣を深め、雅楽を介する後柏原天皇との交流も確認できるのである。

それでは、永正六年の雅楽聴聞に見られるような行動パターンは、義材期から不変なのだろうか。義材時代にも、参内して宮廷音楽に接しうる機会がないわけではないではなかつた。その際の義材の行動を見てみよう。河内出陣の前月にあたる明応二年、義材は踏歌節会を見物することとなつた。¹⁸⁾ その日の式次第を『言国卿記』明応二年正月一六日条によつてまとめると、次のようになる。

- ・三条実望奏慶（「夜ニ入」）
- ・関白（一条冬良）奏慶
- ・後柏原天皇出御
- ・内弁の所作、謝座
- ・晴御膳、一献〜三献

・立楽

・天皇入御（「夜明方」）

それに対し、義材は次のように行動した。

今夜節会室町殿御見物云々、内弁謝座之後御退出、於長橋局有御盃酌云々、予暁天立楽之時分見物、舞三番見物了、¹⁹⁾

節会を見物した義材は「内弁謝座之後御退出」しているのである。つまり、その後に催された「立楽」を義材は聴聞していないこととなる。「暁天」になってから「立楽」の「舞三番」を観覧した親長にとって、義材の節会見物は伝聞上の出来事であった。義材は立楽（舞三番）を見ることなく帰宅したのである。

もちろん、義材がそのタイミングで帰宅したのは、故実上の選択であった可能性もあるが、次の史料は、そのよ
うな想定を否定する。

踏歌節会也、剋限被念之、官務局務等、於此亭有装束、秉燭程人々參陣、内弁御拝賀也、室町殿路次有御見物、其後御參内、節会御見物也、於長橋御局被召御装束^{御道}、先有御前御參、有御一献、其後於殿上御拝賀儀被御覽、於陣儀者、庭上立部東辺有御佇立有御見物者也、其後儀於議定所御簾中御見物、舞楽之時分御退出也。²⁰⁾

享徳三年（一四五四）、若き足利義政は義材同様に踏歌節会を見物した。その時の義政は「舞樂時分」に退帰しているのであり、多少なりとも宮廷音楽に接したものと思われる。少なくとも室町殿の行動類型として「舞樂時分」まで節会見物することは可能であったと判断され、したがって、「内弁謝座之後御退出」は義材の主体的意志によるものだったと言える。

將軍初任時の義材は、踏歌節会を見物したにもかかわらず特に舞樂見物に執着することなく帰宅したように、それほど雅楽に興味を示したわけではなかった。それが、義植として再任して以後は積極的に雅楽に興味を示し、後柏原天皇との交流を深めるようになったのである。本章冒頭で提示した変黒説話は、武家としての儀礼的演出に特化した形で笙に接した義材期と違い、笙という宮廷芸能そのものに関心を示し、天皇家との交流を深めていた將軍再任後の義植のあり方を象徴的に示しているといえよう。

二、足利義植と「鹿苑院殿佳例」

前章では、笙や雅楽への姿勢を通じて、將軍に再任して以降の義植が公家社会や後柏原天皇との関係を深化させようとしていた可能性を指摘した。本章では雅楽以外の要素も踏まえて、公家や天皇家と義植との関係を見ていくこととしたい。

1. 義植と公家社会

まずは義植と公家衆との関係を検証してみよう。

室町殿和哥御会始也、午後相公羽林参入、直垂、乘輿、今日参任人々、冷泉大納言、飛鳥井中納言、三条宰相中將、季綱朝臣、冬光朝臣、隆光朝臣、雅綱、資蔭、伊勢守貞宗朝臣等云々、²¹⁾

義植は再入京直後の時期に和歌始を挙行している。そこに臨席したのは、見ての通り公家衆の面々である。義植は和歌を公家的教養として捉えていたと思われる。そして和歌への姿勢は、単に儀礼的に和歌始を挙行したにとどまらないものであった。

今日室町殿御会始也、相公羽林参入、直垂、滋野井侍従季国同道、仍歩儀、依近所也、御会人数、

飛鳥井中納言、三条宰相中將、季綱朝臣、冬光朝臣、雅綱、季国、資蔭、貞宗朝臣等云々、²²⁾

義植の和歌始は永正五年一月のことであったが、翌正月以降、公家の面々を招いて年始の和歌始も催すようになったことを右の史料は示している。これに関して注目すべきは右掲史料の前日の様子である。

阿野宰相中將来、室町殿明日御会始御詠被仰談之、愚存之分申入之了、入夜此御詠事沈吟之処、年之字二在之、仍馳申相公許、彼返事等統之、²³⁾

永正六年の年始和歌始に際して、義植は自らの和歌について三条西実隆に添削を依頼しているのである。和歌会を挙行するにあたって適切な準備作業を怠らないところに、義植の和歌に対する基本的な姿勢が伝わってこよう。このように和歌を介して義植は公家衆との交流を深めていったと思われるが、そのような義植の姿勢は、和歌以外の様々な場面でも確認される。

依室町殿人々参入、相公羽林同参仕、有盃酌、時宜快然云々、中御門新大納言、甘露寺中納言、大蔵卿、冷泉宰相、相公羽林、頭中将、雅綱等参入云々、阿野、烏丸、伯中将、藤侍従等同参候云々、入夜退出²⁴、

右は義植が公家衆を室町殿に招請し、酒宴を主催したという内容である。公家衆と公私にわたり親密な交際にあつたことが理解できる。

次いで取り上げるのは、『後法成寺関白記』永正九年三月一六日と一七日条である。

今日大樹細川右京大夫許江渡御云々、(一六日)

細川へ以時長昨日者渡御珍重之由賀之、遣太刀、^持参大樹間、罷帰者可申聞由申置云々、(一七日)

義植が細川高国邸へ渡御した翌日、近衛尚通は高国のもとへと賀使を派遣した。なんてことのない一齣に見えないくもないが、初任時の義材時代における事例と比較すると、また異なった一面が見えてくる。史料を掲げよう。

武家昨日御小袖并御旗等被一見云々、依此儀可有参賀之由昨日自伝奏申送間、早且余并右府参武家、構虫氣無対面、帰宅以後実相院准后被来、今日参賀武家云々、晚景被帰、一乘院上洛云々、有使者²⁵⁾、

延徳三年の八月、近衛政家・尚通は近江出陣を直前に控えた義材のもとへ参賀に訪れた。しかし、このとき義材は「虫氣」を構えており、近衛父子との対面は実現しなかった。もちろん実際に「虫氣」で体調不良だった可能性も否定できないが、前後の時期の義材は近江出陣の環境作りに奔走しており、出陣の準備に追われて公家衆への対応を後回しにしたと判断すべきであろうと思われる。このような義材の対応は、出陣中に、より露骨なものとなっていく。

自伝奏申送云、歳暮年始参賀事従武家停止之由被相触処、当年押而参申輩有之間、機嫌不快之由自葉室黄門許申送間不可有御参云々、可得其意由令返答了²⁶⁾、

遣昌子於鹿苑院云、来十一日公方御礼之事、公家門跡等禅家皆御停止之云々、得其意云々、今晨差芳洲赴京兆年始、皆無対面、奈良備前守為奏者請取之云々²⁷⁾、

前者は義材が公家衆に対して出陣中の参賀を停止したという内容、後者は、その参賀停止の対象が「公家門跡等禅家」にも及んでいたことを示している。

公家衆等が大挙して陣中にまで押しかけることを嫌ったのか、義材は年始の恒例参賀をできるだけ避けようとし

ていたらしい。義材期は近江と河内を転戦するなど、在陣することが多く、公家衆や僧衆との交流に概して消極的であった。それに比べて、將軍再任後の義植は、積極的に公家衆との交流を深めるように、心境が変化していたようだ。將軍再任後は公家衆との交流を深めた義植であったが、それでは後柏原天皇との関係はどのようなものであったのだろうか。

末柄豊氏が指摘したように、後柏原天皇は即位礼に際して義植の源氏長者就任を望みながらも、その実現は一筋縄では進捗しなかった²⁸。また、天皇家の側からの積極的なアプローチがあったものの、幕府の財政難により即位礼は延引を繰り返した。これらのことからすると、再任後の義植に対して後柏原の積極的な働きかけがあったものの、義植の側はそれに消極的であったかのような印象を受けなくもない。むしろ、即位儀礼執行要請に応えるだけの経済力のない幕府全体としては、後柏原の働きかけに当惑するしかなかったであろう。しかし、こと將軍義植個人としては、それとは異なる対応を見せている。『実隆公記』永正七年三月二十九日条と四月二十四日条を掲げよう。

抑御即位事、可有申御沙汰之由、自武家今日内々被申入之由、季綱朝臣相語之、於御前、内々又申入、愚存分申了、尤可然事也、(三月二十九日)

次大礼事武家嚴密被申之上者、伝奏事等被相定、内々可被仰出哉之由申入之、公条卿親王代可令存知者、昇進事、先可相待歟、(四月二十四日条)

少なくとも文面上、義植は「大礼事武家嚴密被申」ているのである。幕府総体としてみれば非協力的だったとは

いえ、義植個人としては即位礼挙行に積極的な姿勢を見せていたのであり、したがって、義植は後柏原とも良好な関係を構築してたように思われる。³²⁾ 実際に禁裏における花見を「公方」（義植）が申沙汰したといった類いの史料は少なからず散見する。³³⁾

義植による天皇家への接近は、再入京を果たす以前においても認められる。

大外記師象相語云、此名字 先皇被染、宸翰被下九州云々、近日有此沙汰云々、³⁴⁾

義植は「義材」から、いったん「義尹」と改名してから「義植」へと改めたのであるが、周知のように、「義尹」という名前は後土御門天皇の宸翰に預かったものであった。義植が天皇という存在に積極的な意義を見いだすようになったのは、越前等に流浪していた時期であり、この期間に、自己の権威化や義澄に対する相対的優位性確立において天皇という政治装置が有効であることを認識したものと思われる。それゆえ義植は帰洛すると、まず後柏原天皇との友好関係構築に励んだということであろう。³⁵⁾

もちろん義植の後柏原接近は天皇本人の手柄に惹かれたというようなものではなく、政治的なパフォーマンスというものが本質なのだろうが、それは後柏原の側としても望むところであった。³⁶⁾ 後柏原天皇と將軍再任後の義植との間には双方向的な交流が積み重ねられていく。

義材として將軍に初任した時には、さほど公家・天皇家との関係を重視していたように思えない一方で、將軍に再任した後の義植は、天皇という政治装置を利用することで自己の権威化を図っており、幕府と朝廷という枠組みではなく、義植個人と後柏原天皇という枠組みで考えたとき、両者は良好な関係にあったのである。また、その延

長線上の出来事として義植は公家社会全体とも積極的に交流を図っていたのである。

2. 義材・義植と義満先例

さて、義材期に比べて義植は天皇家や公家社会との関係に意を注いでいたことをみてきたが、公家的要素の強い歴代室町將軍として、まず想起されるのは説明するまでもなく義満である。そこで、ここでは義材・義植と義満先例の関係を探ることとしたい。

まずは義材期における義満の先例の位置づけを考えてみよう。最初に掲げるのは義材の將軍宣下に関する史料である。

今日、將軍宣下在之、細川殿江有御成、毎事鹿苑院殿様御例云々、同御判始在之、天下太平、珍重々々、今日八幡宮一所御寄進御佳例也、御判者官領御請取在而、善法寺ヲ公方江被召、自官領被渡条先例云々、今日御成午刻云々、宣下奉行事、松田丹後守致沙汰云々、³⁴

義材への將軍宣下は「毎事鹿苑院殿様御例」に基づいており、足利義満の存在が強く意識されていた。次に判始に関する史料を掲げよう。

抑御判始事、鹿苑院殿記録御尋云々、公人奉行不相触之間、不存知之、仍^{七月四日}鹿苑院殿之御祝、囊祖致奉行之

間被聞食候、有記録者可進上之由、被仰下之条、貞秀自筆記録一卷備上覽、此記尤神妙被思食候、任御佳例可致奉行之旨、当日早旦被仰付之条、則御太刀進上之、兩御所申沙汰之。³⁵

判始に際して「鹿苑院殿記録」について諮問がなされている。「仰下」の主体は明示されていないが、義視・義材父子のどちらか、もしくは両者と見なせるだろう。これらの史料が示しているのは、義材（と義視）が義満先例の調査に意を注いでいた様子である。將軍初任時の義材が義満の先例を重視していたことは間違いないだろう。

次に、將軍再任後における義種と義満の先例の關係を検討したい。結論を先に述べれば、義満先例の重視という姿勢は、將軍再任後も変化はなかつたようだ。事例を列挙しよう。

今日柳宮御加級従二位越階、永和御例也、御用脚不合期之間、不及陣儀、消息宣下也、此間之儀内々季綱朝臣相談之間、愚意所存申了。³⁶

將軍に再任して直後、義種は越階して従二位に昇叙したが、それは「永和御例」（＝義満の先例）に基づくものであった。

今日大樹細川右京大夫許江渡御云々、武州鹿苑院殿渡御之例云々、³⁷

細川高国邸へ渡御したときの事例であるが、そこには「武州鹿苑院殿渡御之例」とあり、細川頼之邸へ義満が渡

御したときの先例が意識されていたとわかる。

永正十二^乙 十二月二日^寅 三条御所御移徙御目錄、勢州被注置分、從伊勢六郎左衛門尉方写給候、公方様へも如此注進上之、自大内殿も勢州へ依御所望被進之、御使弘中越後守、何も筆者伊勢六郎左衛門尉方也、御所御造作御移徙次第、花之御所御移御嘉例者也、

永正十三

二月六日

益田治部少輔(88)
宗兼判

永正一二年、義植は三条御所へと移徙した。その際にもやはり、「花之御所御移御嘉例」として義満の先例が強く意識されていた。將軍再任後においても、義満の先例を尊重する基調は不変であったといえるだろう。

3. 義植にとつての將軍義満

前節では、義材期においても、義植期においても義満の先例を重視していた点は変わらないことを明らかにしたが、それでは、果たしてそれは義満に対する意識が不変であったことを意味するのだろうか。この点を検討するにあたり、まず、將軍初任時の義材が義満の先例に何を求めていたのかについて考えたい。

すでに多くの論者によって指摘されているように、義材は延徳から年号を改めるにあたって、特異な動きを見せる。

朝間參左府第、年号勘文相違事等談之、今度内々勘文被進武家、被申合、明字三内可被用、有巨難者、文承昭建之間可被用之由、被申云々、³⁸⁾

新年号について義材は「明」を使った三つから選んで欲しいとの口入をしたのである。ちなみに、その時点における候補は、唐橋在数が挙げた「明心」「立德」「昭建」、東坊城和長による「明曆」「陽安」「瑞心」、高辻長直が勧めた「明保」「順心」「文承」であった。全ての勘者が「明」を用いた候補を勧進していることは、勘者たちが予め義材の意向を受けていた可能性を示唆してしよう。

要するに義材は「明」の字に強いこだわりを持っていたのである。では、そこから義材のどのような意識が読み取れるのだろうか。この点について、拙稿Bによって説明したい。

拙稿Bにおいて指摘したことだが、『山科家礼記』延徳三年八月二十七日条に「今日公方御出立ハ明德度鹿苑院殿・一色殿御出之様ニ候也」とあるように、義材による近江出陣の準拠先例は明德の乱であった。義材は自らの準拠先例として明德の乱、及び明德の乱における義満のあり方を強く意識していたのである。「明」の字にこだわったのは、そのような理由によるだろう。それでは、なぜ義材は明德の乱を意識したのか。

近江出陣には「諸大名による守護連合軍」という体裁が演出されており、また先例の操作などを勘案すると細川政元への牽制という意味も強く含まれていた。³⁹⁾ 初任時の義材には、諸大名により推戴された武的機構の長として自らを位置付けようという意志があり、圧倒的な武力で守護大名などの上位に君臨する存在であった義満の姿を意識していたと考えられるのである。

初任時の義材は義満の先例を重視したが、それは（戦場に赴く將軍が武士社会を統率する）というあり方を示し

ていた時代の義満に擬するためであり、そこから読み取れるのは、諸大名に君臨する武的存在として自己を演出しようとする義材の意図である。

それでは、再任時の義植はどうであったか。義植が義満先例に求めた内実の検討に移ろう。

『公卿補任』を紐解くと、永正六年の「源義尹」項に「六月十日御参内、小番御勤仕也」とある。義植が参内して禁裏小番を勤仕したというのだ。やや意外な感のある内容だが、義植の禁裏小番勤仕は史実として認められる。

室町殿禁裏御番始、以鹿苑院御例被参云々、有御酒宴、予依当番伺候、

右は『拾芥記』の永正六年六月一〇日条であるが、同時代史料によつて義植の禁裏小番勤仕は裏付けられるのである。そして、本稿の論旨において注目されるのは「以鹿苑院御例」という記載で、禁裏小番勤仕は義満の先例に適うものであったという点を確認しておきたい。もちろんこれは、禁裏小番を勤仕したらたまたま義満先例と合致した、といったことではない。

阿野来臨、明後日室町殿御番可有御参也、就其先規之様被尋申一条前関白之处、於御番事者無分明所見、兼日沙汰之次第者粗見及之由被申之、慥所見大切之由被仰下之、更不得所見之由申之、自是向西園寺可尋云々、後聞、他行、追而以書状記録紛失、無所見之由被申云々、重而又阿野来臨、自一条一紙注進、鹿苑院殿任幕以前御参内連々之儀、年月等被注之、此内御番事不見、不審之由被申云々、先以可令披露之由報了、重而又来臨、所詮雖無分明之所見、此事故人口実分明也、只為御冥加可有御参之由也、仍只今参長橋局可申入云々、此儀尤珍重之由報

了、就其少々有被談之子細又愚意所存述之、已申入之由又来被告之、珍重由申了、⁴¹

義植は阿野季綱を通じて、禁裏小番の先例を一条冬良に諮問している。そして「於御番事者無分明所見」との上申に対し、「慥所見大切之由被仰下」として、実隆や西園寺公藤にも先例を尋ね直している。最終的に「此事故人口実分明也、只為御冥加可有御参」として小番に勤仕という体裁となったが、重要なのは、「鹿苑院殿任幕以前御参内連々之儀、年月等被注之、此内御番事不見」との返答があったように、諮問の眼目は義満の先例に連なる行為であるか否かであったことと、その諮問主体が義植と考えられる点である。義植は義満先例との関わりの中で禁裏小番を勤仕したのである。⁴²

義植の義満先例に対する意識をうかがわせるのに、次のような史料がある。

及晩彦部来、為阿野使者、团扇被送之、桑柄神妙之物也、秘藏自愛、又応永二年鹿苑院太相被参大覚寺^{後龜山院}
 仮名記阿野清書之、可校合給之由有命、仍予読之、彦部見合、終功返了、

右は『実隆公記』の永正六年六月三日条であるが、ここでは、義植が「応永二年鹿苑院太相被参大覚寺^{後龜山院} 仮名記」について阿野季綱の書写内容の確認を三条西実隆に求めている。この当時、義植は義満に関する先例を収集していたようだ。そして、禁裏小番にせよ、「応永二年鹿苑院太相被参大覚寺^{後龜山院} 仮名記」にせよ、足利家と天皇との関係にまつわる内容で共通しているのである。

禁裏小番に関する先例収集に関しては、次のような史料もある。『実隆公記』永正六年六月三日条の続きと四日

条を掲出しよう。

抑自桃花坊將軍家伝内不審条々被相尋、愚存分注遣之処、其内普広院殿小直衣始御著用事申遣之分參差、猶可勘送之由重而有命、及昏之間明日可申之由報了、(三日)

早朝投消息於桃花坊、是普広院殿小直衣著用始事也、任大将日不被著之、同十九日始被著小直衣也、此事申送了、又有報、別注之、(四日)

三日条では「桃花坊」(一条冬良)が「將軍家伝内不審条々」について実隆に質問しているが、「將軍家伝内不審条々」の内容には「普広院殿小直衣始御著用事」も含まれていることから、必ずしも直接的な義満先例だけが意識されていたわけではない。この場合、表面的には一条冬良が三条西実隆に諮問しているという内容であるが、先に掲げた史料で禁裏小番の先例を義植が冬良に尋ねていたことを踏まえれば、背景には義植の意志を想定すべきであろう。自ら禁裏小番を勤仕した永正六年前後の時期、義植は義満に限らず参内など足利家と天皇家との関係(公家社会への参仕)についての先例を博搜していたのである。

以上のように考えたとき、將軍再任後の義植が義満先例になぞらえて禁裏小番を勤仕したのは、天皇家の昵懇関係を演出するためであり、その脈絡において義満先例が重視されていたと評価できるだろう。公家化して以降の義満は、あたかも上皇のような立場で後小松天皇の父親代わりの役割を果たすくらいに天皇家と一体化していたのであるが、義植が目指したのも、そのような足利將軍家家長の姿であったと考えられる。言い方を変えらば、天皇家と一体化して天皇家權威を一身に独占することで武家首班としての超越性を担保するべく、(公家社会の一員

として公卿化する」という足利將軍家家長のあり方を志向したのである。

將軍再任後の義植は初任時とは打って変わり公家社会、特に天皇家と積極的な交流を展開したが、その際に利用したのが義満の先例であった。義満の先例重視という意味では初任時と変わらないように見えるが、圧倒的な武力で守護大名などの上位に君臨する姿を意識していた初任時とは義満の位置づけに変化が見られる。そして、「鹿苑院殿佳例」における義満の位置づけの変化が、そのまま初任時と再任時におけるスタンスの変化を象徴しているように考えられる。すなわち、「戦場に赴く將軍が武士社会を統率する」という志向性から、「公家社会の一員として公卿化」するというあり方へ、という変化である。

本章の内容をまとめよう。義材としての第一次將軍就任時には、さほど公家・天皇家との関係を重視していたように思えない一方で、將軍に再任して以降の義植は積極的に交流を図るようになっていた。その際には義満先例が強く意識されていたが、義満先例の重視というのは將軍初任時の義材も再任時の義植も共通している。しかし、義満先例における義満の位置づけには変化があり、その変化から、「戦場に赴く將軍が武士社会を統率する」という志向性から、「公家社会の一員として公卿化する」というあり方、という義材／義植の志向性の変容を読み取ることができるのである。

おわりに

最後に、本稿の成果と前稿A・Bで述べたところから、義材期と義植期との、筥に対するあり方の相違を比較し

てみよう。

まず義材についてだが、初任時の義材は、自ら戦場に赴く将軍として自己を演出するにあたり笙を利用していた。義材にとっての笙がそのようなものであった以上、実際に所作することや、笙を通じて公家社会や天皇家と親しく交流するということは、義材の視野に入っていなかった。

義材期においても、「利用する」という意味では足利家故実の一環として笙を取り入れていたわけだが、将軍再任後の義植は、よりいっそう笙の利用に積極的となる。重要なのは、その際に雅楽の演奏法や故実にも興味を示していた点である。つまり義植は、笙を公家教養をとして重要視していたのである。そして、そのような義植の態度は公家社会や天皇家との関係全体にも敷衍することが可能で、公家社会や天皇家との積極的な交流を志向するようになるのである。

笙に対する姿勢を見る限り、初任時の義材と再任時の義植では、政治スタンスに明確な変化があったといえるだろう。そのようなスタンスの変化は、足利將軍家の歴史において、どのように位置付けられるだろうか。

ここで、歴代足利將軍家家長にとって笙が持った意味合いの変遷について、旧稿の内容に基づいてあらためてまとめよう。^⑧

南北朝期において足利家で笙に携わったのは尊氏や基氏である。そこでは前九年の役における源義家・義光が強く意識されており、また、「出陣中」「東国」という要素が強調されていた。それゆえ、この時期の足利家にとっての笙とは「東国社会の主たることの象徴」と言えるものであり、このような性格は将軍自ら戦場に赴くという状況の下で形成されていった。この頃の足利將軍家には〈戦場に赴く将軍が武士社会を統率する〉という性格が濃厚だった。ともあれ、「東国社会の主たることの象徴」である以上、尊氏の笙は在関東の基氏に伝えられることとなり、

義詮はほとんど雅楽に関与していない。しかし、義詮の子の義満の代になると、突如として笙や雅楽に積極的な姿勢を見せるようになる。義満は宮廷芸能を嗜み、笙についても実際に所作していた。このような義満にとっての笙は、まさに「公家社会の一員たるための教養」であった。ただし笙の性格変化から一般化しうるのは、「東国社会の主」という要素を捨て去ったことだけであり、尊氏や義詮期のあり方の全てから義満が脱皮できていたわけではない。義満の公家化と、明徳の乱や応永の乱などの軍事行動は同時進行で進んでいたように、永徳～明徳年間の義満には、尊氏や義詮と同じように（戦場に赴く將軍が武士社会を統率する）という側面と、父祖とは異なり（公家社会の一員として公卿化する）という側面の二面性を帯びており、足利將軍家が過渡期にあったことを示している。

その過渡期を経て義満のさらに子の世代、義持や義教の時期になると、足利將軍家家長にとって笙が持った意味合いは再び様相を変える。義政も含め、これらの足利將軍家家長は笙の系図に名前が載ったり、笙始儀を遂げたりしながら、実際に所作したことを示す事例は皆無に近い。この時期になると、足利將軍家にとっての笙は義満の後継者（＝正当な足利將軍家家長）たることを儀礼的に演出する装置となっていくのである。

右のような足利將軍家にとって笙が持った意味の三段階を踏まえた上で、義材のあり方と義種のあり方を位置付けてみよう。まず義材にとっての笙とは、近江出陣における自己演出の一環として利用されるべきものであった。ここには「出陣中」という要素が認められるので、「東国社会の主」という要素こそ捨象されていたもの、尊氏期や義詮期における笙の意味合いに近く、義満の有した二面性のうちでは、（戦場に赴く將軍が武士社会を統率する）という將軍像を志向していたといえるだろう。⁴¹ それに対し本稿で見た義種はどうであったかという点、実際に所作した可能性も含め、公家文化としての笙への接近が顕著であった。そういう意味では、「公家社会の一員たるため

の教養」として筈に接した義満の姿勢に近似する。そこから敷衍すれば、義植は義満の有した二面性のうち、〈公家社会の一員として公卿化する〉という側面を継承しようとする志向にあったものと判断される。

義材期と義植期の变化は、〈戦場に赴く将軍が武士社会を統率する〉足利将軍家家長から〈公家社会の一員として公卿化する〉足利将軍家家長へという、目指すべき将軍像の変化と言える。それでは、なぜ、そのような試行錯誤が求められたのであろうか。

とりもなおさずそれは、義材（義植）が生きた時代の社会状況が、そのような試行錯誤を余儀なくさせたからである。拙著で見通したように、応仁の乱後の状況というのは守護在京制が瓦解し、〈儀礼的秩序の再生産により将軍が諸大名の上に君臨する〉あり方（＝室町期的将軍像、筈への関わり方も含め義持→義政期のあり方）の破綻した社会であった。⁴⁵ そのような時代背景のもとにおかれた義材（義植）にとつての最重要課題とは、将軍権威を再構築することに他ならない。その対応策として義材時代に採用したのが、近江出陣であり、〈戦場に赴く将軍が武士社会を統率する〉あり方（＝南北朝的将軍像）への回帰であった。しかし、明応の政変により南北朝的将軍像に回帰するという方法論はもろくも崩れ去った。室町期的将軍像と南北朝期的将軍像（義満の持った二面性のうち〈戦場に赴く将軍が武士社会を統率する〉という側面）のどちらも機能しないことが明確化したなかで、再び将軍になった義植は残された選択肢である、義満の有した二面性のうちの〈公家社会の一員として公卿化する〉という将軍像を志向し、自らの公家化を促進したのではあるまいか。

しかし、義満の〈公家社会の一員として公卿化する〉という足利将軍家家長のあり方とは、自ら公卿化し、朝廷行事を主導することで守護などから超越しようとするものであった。朝廷儀礼を繰り返すことで自らの超越性を視覚化させる以上、朝廷儀礼を安定的かつ大々的に実施することが大前提となる。そして、室町期の朝廷儀礼とは

経営面において將軍家が丸抱えすることで維持されていた。すなわち、義満の（公家社会の一員として公卿化する足利將軍家家長）というあり方とは、將軍家に朝廷儀礼を丸抱えするだけの経済力があつてはじめて機能するものであつた。そのような経済的裏付けなど、当時の義植には望むべくもなかつた。そもそも、儀礼によって超越性を顯示するという方法論は、儀礼によって視覚化された秩序を守護などが認知しないことには全く意味をなさないが、守護在京制が崩れた京都にそのような条件が備わっているはずもない。義植期において、義満期的なあり方を再生産するなどということは、机上の空論でしかなかつた。必然的に義植が期待していたほどの成果は生み出されることなく、やがて義植は再び將軍の座を追われ、逼塞の余生を送ることとなるのである。

- (1) 本稿においては、これまでの拙稿同様、將軍初任時を「義材」、流浪時を「義尹」、將軍再任時を「義植」と表記する。実態とは時期的に多少の齟齬がある点をあらかじめ断っておきたい。
- (2) 設楽薫「將軍足利義材の政務決裁」（『史学雑誌』九六卷七号 一九八七）。
- (3) 木下昌規「足利義植の側近公家衆阿野季綱の役割をめぐって」（『戦国史研究』五六 二〇〇八）。
- (4) 三島暁子「將軍が笙を学ぶということ」（『天皇・將軍・地下楽人の室町音楽史』二〇一二、初出二〇一〇）など。
- (5) 拙稿「足利義材の笙始儀と豊原統秋」（『聖心女子大学論叢』一二八 二〇一七）。
- (6) 拙稿「笙器「達智門」にみる足利義材の近江出陣」（『聖心女子大学論叢』一三二 二〇一九）。

- (7) 中原香苗「豊原統秋撰『舞曲之口伝』考」(伊井春樹編『古代中世文学研究論集』第二集 和泉書院 一九九九)。
- (8) 『実隆公記』 永正六年三月五日条。
- (9) 拙稿「足利家における笙と笙始儀」『日本歴史』七六六 二〇一二)。
- (10) 『殿中申次記』 本文(『群書類従』 武家部)。
- (11) 実際に当該内容は『群書類従』(武家部) 所収の他の故実書には見えず、義植期に固有の儀礼であった可能性が高い。
- (12) 『実隆公記』 永正八年正月一三日条。
- (13) 『実隆公記』 永正六年六月二〇日条。
- (14) 『舞曲口伝』(『大日本史料』九編之一、九四七頁)。
- (15) 中原前掲注(7) 論文。
- (16) 『後法成寺関白記』 永正六年六月二十九日条。
- (17) 『実隆公記』 永正六年六月二十九日条。
- (18) 『言国卿記』 明応二年正月一六日条。
- (19) 『親長卿記』 明応二年正月一六日条。
- (20) 『康富記』 享徳三年正月一六日条。
- (21) 『実隆公記』 永正五年十一月一六日条。
- (22) 『実隆公記』 永正六年正月一三日条。

- (23) 『実隆公記』 永正六年正月一二日条。
- (24) 『実隆公記』 永正七年八月二日条。
- (25) 『後法興院記』 延徳三年八月二四日条。
- (26) 『後法興院記』 明応元年二月七日条。
- (27) 『蔭涼軒日録』 明応元年正月八日条。
- (28) 末柄豊 「足利義種の源氏長者就任」(『日本歴史』 七四八 二〇一〇)、九〇～九一頁。
- (29) この点については末柄氏の近著も参照されたい(『戦国時代の天皇』 山川出版社 二〇一八)。
- (30) 『実隆公記』 永正一〇年三月五日条。
- (31) 『後法成寺関白記』 永正五年七月八日条。
- (32) 例えば、『実隆公記』 永正六年三月一七日条には「今日室町殿^{万正堂御被付之云々}一献申御沙汰御参内」とあり、將軍再任の翌春に内裏での酒宴を申沙汰している様子が確認できる。
- (33) 右注の酒宴が催された翌月には、禁裏として酒宴を主催したことが『拾芥記』 永正六年四月五日条に記されている(「室町殿御参内、去年^{「月カ」}十七日、武家御御申沙汰十色御進上云々、仍今日為禁裏被申之」)。
- (34) 『北野杜家引付』 延徳二年七月五日条(『大日本史料』 第八編卷之三、三〇五頁)。
- (35) 『松田長秀日記』 延徳二年七月五日条(『大日本史料』 第八編卷之三、三六九頁)。
- (36) 『実隆公記』 永正五年一二月二七日条。
- (37) 『後法成寺関白記』 永正九年四月一六日条。
- (38) 『益田家什書』 七六(『大日本史料』 第九編之五、九〇七～九〇八頁)。

- (39) 『親長卿記』延徳四年七月一九日条。
- (40) 拙稿「室町幕府將軍權威の構造と変容」(『歴史学研究』九六三 二〇一七)。
- (41) 『実隆公記』永正六年六月八日条。
- (42) なお、このときは「御番事不見、不審」との結論であったが、実際には義満の禁裏小番勤仕は『吉田家日次記』永徳三年六月二六日、七月一〇日条に確認できる。(家永遵照「室町幕府と『武家伝奏』・禁裏小番」『近世の天皇・朝廷研究』五 二〇二三)。
- (43) 拙稿前掲注(9)。
- (44) 拙稿B。
- (45) 拙稿「室町期公武関係の展開と構造」(『室町時代の將軍家と天皇家』勉誠出版 二〇一五)。